

閱覽用

令和元年12月20日

第12回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第12回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年12月20日(金) 午後2時00分から午後3時12分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (17名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（2名）

28番 石川 重彦 委員、37番 大石 忠雄 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第80号 現況確認証明申請について

第5 議案第81号 非農地判定について

第6 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第85号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第10 議案第86号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第11 議案第87号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

7 農業委員会事務局職員

参 事 佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和元年第12回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、19名、推進委員19名中、17名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、28番石川重彦委員、37番大石忠雄委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、17番佐藤信喜智委員、18番菅野保治委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてではありますが、個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第80号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配布いたしました「議案正誤表」をご覧くださいと思います。議案書4ページから6ページ、議案第81号非農地判定について、非農地判定農地の追加による修正及び一覧表に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第80号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか4筆、登記地目・田、現況地目・山林、面積・1,509㎡、所有者・XXXXXXXXXX、非農地の事由・30年以

上耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]ほか1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・3,533㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・平成元年頃から耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第80号の1につきまして、現況確認の報告をいたします。

12月5日に私と推進委員の松本さん並びに平さんと事務局より長谷川さんの4人で午前中に現況を確認して参りました。この畑は山林の山伝い、沢沿いにある農地でありまして、雑木などがだいぶ生い茂っておりまして、山林と同一化しているような田んぼでありました。よって、再生は困難と認め、現況・山林として確認して参りましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

17番（佐藤 信喜智）委員 議案第80号の2番について、現況調査の説明をいたします。

12月9日、私と三浦喜周委員と遠藤伝栄推進委員、事務局から野地さんと長谷川さんの5人で現況確認しました。事務局説明のとおり荒廃化しており、

やむを得ないのではないかとということでございます。皆様のご審議よろしくお
願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第80号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見
を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第80号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお
願います。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第80号については原案の
とおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第81号「非農地判定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第81号非農地判定について。

非農地調査願出書の提出があった農地について、現地調査を行った結果に基
づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当・非該当を下記のとおり決定する
ものとする。

令和元年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

1、判定する土地・XXXXXXXXXXほか79筆、面積の合計・
82,106㎡、うち非農地と判定するもの69筆75,023㎡、非農地と
判定しないもの11筆7,083㎡、詳細につきましては、議案書5ページか
ら6ページにかけてご覧ください。

2、非農地判断基準・議案書4ページ記載のア、イのとおりであります。

3、判定の理由・非農地とするものは、現況が原野化等しており、農地とし
て活用することが困難であると認められるものです。非農地としないものは、
非農地判断基準に該当すると認められないものであります。

4、判定後の処理・所有者に対し非農地通知または非農地に該当しない旨の
通知を発送いたします。非農地と判定されたものについて、関係機関（市税務
課、市農業振興課、各土地改良区、法務局、福島県）にも周知いたします。ま
た、農地台帳から削除し、所有者に対して地目変更登記を促します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1.4番（菅野一紀）委員 議案第81号「非農地判定について」。番号1、
番号2について調査内容を報告します。

11月26日午前9時から事務局からは森島さん、推進委員の大石忠雄さん、
伊藤金志さんの計4名について現地調査を実施しました。番号1については、

里山にてちょうど山岸、山伝いにありまして同じく荒廃しており、現状は無理だということになりました。

番号2については、現地は基盤整備によって道路がなっておりますが、残りの土地の名ばかりの田んぼということで、これも農道の山林側の法面ということで、以上のことから非農地でやむを得ないと判断することで、よろしく願いします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第81号番号3から9について調査内容を報告いたします。

11月25日に馬場委員、安齋推進委員、事務局長、森島事務局員とともに現地調査を行いました。調査の結果、番号3から6は山あいの農地で、雑木などが生い茂っていて、農地として利用することが困難であると認められます。

番号7から9は傾斜地にある農地で、竹が生い茂っていて農地に復元することが難しいと思われます。よって、非農地とすることが適当と報告いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。

4番（佐藤勝則）委員 81号の10番と11番について、調査内容を報告いたします。

この案件は、今から4、5年前にも一回非農地判定に出された農地ではありますが、11月21日に事務局より森島さんと長谷川さん、私と平さんと松本委員の5名で午前中に現地を見て回りましたが、周辺がきれいに草刈りされておりまして、この農地だけを非農地とするのは困難ということで、今回も非農

地として認めず、現況のまま田んぼという結果になりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

15番（佐藤孝志）委員 番号12から16、番号78から80までの8件について、調査結果の報告をさせていただきます。

番号12番から16番まで、11月22日に私と安齋栄委員、大内信一推進委員、事務局長、森島さんの5名で現地を確認いたしましたところ、この5筆について農地としての使用は無理だろうということで、これは非農地と判定いたしました。

それから、正誤表の下にあります78から80まで、これは12月17日、私と安齋栄委員、大内信一推進委員、事務局長と野地係長の5名にて現地調査をいたしました。78については現況が山林化しておりまして、非農地とするのが適当であろうとなりましたが、79、80については、これは2筆がくっついておりまして、現況は土砂、土が出ておりまして、山林ではないのですが、非農地判定としては無理だろうということで、これについては非農地としないという判定をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第81号の17から23、24から26、同じ27日の日に森島さん、佐久間敏推進委員と安齋喜八委員、三浦喜周委員と私と5名で現地確認いたしました。どの箇所もやむを得ないのではないかと判断でございました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 議案81号の27、28、29について調査の内容

を報告します。

11月27日、事務局の森島さん、三浦喜周委員、佐久間敏推進委員、私の4人で現地を確認いたしました。農地に復元することは不可能ではないかということで、非農地ということで判定して参りましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

16番（三浦喜周）委員 30番について説明いたします。

前の2人と同じことをごさいますて、現地に行くにもポツンと一軒家みたいな道路を通っていきまして、このようなところに人が出入りしているのかというところがだいたいございました。そういったことから、原野としてやむを得ないという判断をいたしました。以上です。

12番（中山博之）委員 議案81号の非農地の判定について、11月27日、私と渡邊久推進委員、安齋喜八委員、事務局から森島君に来ていただきまして、31番から35番まで現地を確認いたしました。

32番だけが下の方に続いて、あと上の方が畑となっている土地がありまして、32の1筆だけが非農地判定にするにはまだ早いのではないかということで32番を除外して、あとは山林化、原野化されておりますので、非農地として判定してもやむを得ないのではないかという結論に至りました。以上です。

18番（菅野保治）委員 議案第81号非農地判定について、調査内容を報告します。

12月5日午前11時より事務局・野地係長、森島さん、針道地区の佐藤推

進委員、武藤善朗委員とともに見てまいりました。36番から39番まで4筆あるのですが、36番については作業小屋のすぐ裏できれいに草刈りがされているとのことで、非農地としないということで判定いたしました。また、37、38、39については、隣接を考え原野ということで判定いたしましたので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

11番（武藤栄利）委員 議案第81号「非農地の判定について」12月5日午後より、番号40、41について事務局より野地係長、森島さん、武藤一夫さん、武藤善朗さん、佐藤推進委員と私とで現地を見て判定いたしました。

両方とも周りの状況から見ても再生は困難であると判断し、非農地と判定いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

9番（武藤一夫）委員 議案第81号「非農地判定について」ご説明申し上げます。

去る12月5日午後1時より事務局の野地さん、森島さん、農業委員・武藤善朗さん、私と推進委員の佐藤美由紀さんの5名で現地調査をいたしました。説明は42番から51番までということですが、中に42番と45番が山林とも原野とも認められない案件がございましたので、この二つについては非農地と判定しませんでした。あとは事務局説明のとおり、非農地と判定して参りました。皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思います。

3番（武藤善朗）委員 議案第81号番号52から番号77までについて調査内容をご報告いたします。

12月5日、事務局から野地さん、森島さん、農業委員の武藤一夫さん、推進委員の佐藤美由紀さん、私と5人で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが、番号52から番号57までと番号61から番号77までは森林化や原野化しており、非農地やむを得ないかと思われます。番号58、59、60については保全管理されておりますし、周囲の状況からしても非農地に該当しないかと思われます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第81号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第81号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第82号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、貸付人・[]は経営移譲年金受給のため、借受人・[]は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものがあります。

番号2につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものがあります。

議案書7ページから8ページにかけてをご覧ください。

番号3につきましては、貸付人・[]は農業経営移譲のため、借受人・[]は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものです。

番号4から番号7につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号4、譲渡人・[]、番号5、譲渡人・[]、番号6、譲渡人・[]、番号7、譲渡人・[]は相手側要望のため、番号4、譲受人・[]、番号5、譲受人・[]、番号6、譲受人・[]、番号7

譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転する
ものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号8につきましては、貸付人・[]は経営移譲年金受給のため、借受
人・[]は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するもので
あります。

番号9から番号11につきましては、申請事由が同じでありますので一括
説明いたします。

番号9、譲渡人・[]、番号10、譲渡人・[]、番号11 譲
渡人・[]は相手側要望のため、番号9、譲受人・[]、番号10
譲受人・[]、番号11、譲受人・[]は経営規模拡大のため、番
号9・番号10については申請地を売買により、番号11については贈与に
より所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番（伊藤金志）委員 議案第82号番号1について、調査内容を報告い
たします。

18日、貸付人・[]さんと馬場委員と私の3人で現地において聞き取
り調査を行いました。内容については事務局の説明のとおりです。借受人の[]

■さんは貸付人の娘婿であり農業経営を継いでおり、何ら問題なく許可
適当と考えます。また、この土地は10月の農業委員会で、議案第68号1番
で審議、許可されたものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

26番（安齋浩一）委員 議案第82号番号2、番号3及び番号11につい
て調査内容を報告いたします。

番号2についてですが、13日に電話によりまして、譲渡人・■さ
ん及び譲受人・■さんより申請内容に間違いがないか確認し、16日の
午前、齋藤弘美委員とともに現地を調査いたしました。調査の結果、譲受人の
■さんが耕作している水田に隣接しておりまして、特に問題なく許可適当と
考えます。

あと番号3であります。13日に電話により貸付人の■さん及び借
受人の■さんより申請内容に間違いがないか確認をし、16日の午前、
齋藤弘美委員とともに現地調査を行いました。調査の結果、親子でありまして、
申請地もきちんと管理されており特に問題がないため、許可適当と考えます。

続きまして番号11ですが、12月13日電話にて確認をした上で、16日
午前、現地におきまして、譲渡人の■さん及び譲受人の■さんに
立ち会っていただき、馬場利正委員とともに現地調査を行いました。申請地は
過去の基盤整備に伴う道路拡幅により、わずかに残った農地でありまして、申
請地は譲受人の畑に囲まれております。特に問題がないため、許可適当と考え
ます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第82号の4番につきまして、許可申請内容をご報告いたします。

譲渡人の■■■■さん並びに譲受人の■■■さんのところに電話をして日程調整をしたのですが、■■■さんの方は議会が18日までであるとのことで日程の調整がつかず、■■■さんも平日休みが取れないとのことで、電話のみの確認になりました。15日の午前中に平委員とともに■■■さんの農地、全部で7筆の現地を確認して参りまして、申請内容もそれぞれ間違いのないとのことで、許可適当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。なお、実質この田んぼは1枚だけが作付されていて、ほとんどが休耕状態であります。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第82号5番について、調査結果をご説明いたします。

14日の朝9時、譲受人・■■■■さんと私と遠藤伝栄推進委員の3人で現地確認いたしました。譲渡人の■■■さんには電話で確認して、内容に間違いはないとのことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

8番（安齋喜八）委員 議案第82号6番と7番について、現地調査の内容を報告いたします。

6番については、去る12月15日に本人・■■■■さん、■■■■さんとともに、佐久間敏推進委員と現地確認しました結果、現在、■■■■さんが借地で耕作しておりまして、特に問題ないとのことでございますので、よろしく願いいたします。

それから7番については、14日、佐久間敏推進委員とともに■■■■さんと■■■■さんのお父さんのおじいちゃんの■■■■さんと現地で確認いたしました結果、■■■■さんの宅地のすぐ脇にあり、そこだけが■■■■さんの土地でありましたので、特に問題がないとのことで確認してきましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

11番(武藤栄利)委員 議案第82号「農地法3条の規定による許可申請について」番号8と9について、報告申し上げます。

番号8につきまして、調査の結果を申し上げます。この案件は10月の定例会で承認された農地であります。16日、石川推進委員と私とで■■■■さん宅にお伺いしお話を聞きました。息子である■■■■さんに継承するためであるとのことで、事務局説明のとおりでありまして、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、番号9について申し上げます。同じく16日、譲渡人である■■■■さん、譲受人である■■■■さん、推進委員の石川さんと私とで現地にてお話を伺いました。■■■■さんの自宅の裏山が9月の台風により土砂崩れにありまして、裏は■■■■さんの山林ではありますが急勾配であるため、今後、勾配を改善するために、隣接する■■■■さんの土地を譲り受けるということでございました。事務局説明のとおりでございまして、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

9番(武藤一夫)委員 議案第82号10番について、ご説明申し上げます。

去る12月16日午前11時、農地最適化推進委員・菅野正寿さんと私と譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんと現地にて確認をして参りました。内容については事務局のとおりでございます。何ら問題なく許可適当と判断して参りましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中、11については、[REDACTED]番 [REDACTED]委員が議案に関係ありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっております。よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第82号1から10について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を求めます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第82号1から10について採決いたします。

議案第82号1から10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第82号1から10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第82号11について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

(■番 ■委員 退席)

議長 (奥平貢市) 会長 これより、議案第82号11について質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長 (奥平貢市) 会長 それでは採決いたします。

議案第82号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第82号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長 (奥平貢市) 会長 報告します。議案第82号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第83号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、事後申請となります。平成9年頃に整備した資
材置場等が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はあ
りません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に
該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13番（安齋 栄）委員 議案第83号番号1について調査内容を報告いた
します。

去る16日午前に推進委員の遊佐一夫氏とともに、申請人のXXXXXXXXXX氏から
現地にて聞き取り説明を受けました。内容は事務局説明のとおりです。事後申
請になり、大変申し訳ありませんでしたとのことでございます。顛末書も出て
おりますので、許可することとしたいと思いますが、皆様方のご審議よろしく
お願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございますか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第83号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第83号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年12月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書13ページから15ページにかけてをご覧ください。

番号1、譲渡人・[]・[]・[]・[]・[]・[]

[]・[]・[]、譲受人・[] []

ますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号4、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、住宅地に適している申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、既存駐車場に工場を増設することに伴い、新たに駐車場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

議案書24ページをご覧ください。

番号6、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。公共工事により発生する残土置場として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号7、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は集合住宅に住んで

いますが、実家に戻り親と同居するため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第84号番号1について、調査内容を報告いたします。

12月19日午前9時30分、現地にて [REDACTED] の [REDACTED] さんと [REDACTED] さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。また、行政書士の [REDACTED] さんから譲渡人の方たちから委任状をいただいているとのことで、電話で確認しました。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第84号番号2について調査内容を報告いたします。12月20日午後1時10分に現地にて [REDACTED] の行政課主任の [REDACTED] [REDACTED] さんから奥平会長、野地太郎農業委員、遊佐幸吉推進委員と事務局2人と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局のとおりです。

調査結果、特に問題がないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第84号番号3について、調査内容を報告いた
します。

貸付人・[]さんと借受人・[]さんは親子ということで、父親の[]
[]さんから12月16日に推進委員・安齋浩一さんとともに内容を聞き取
り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周
りの農地等に影響がないため、許可適当と考えるのでご審議よろしくお願
いいたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第84号番号4について、調査内容を報告い
たします。

去る16日午前に推進委員の遊佐一夫氏とともに譲渡人の[]氏、譲受人
の[]の担当者[] []氏から現地にて聞き取り説明
を受けました。転用目的、転用理由等は事務局説明のとおりです。隣地への用
水、排水等にも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろし
くお願いいたします。

1番（野地太郎）委員 議案第84号5番について、調査結果をご報告いた
します。

12月15日、日曜日だったのですが、[]の[]
さんという担当の方と電話連絡したら、日曜日大丈夫だということで早速お

願いいたしました。譲渡人・[]さんの方は、ちょっと用があり夕方でない
だめだということでしたが、[]さんの[]さんとお会いしまして、推
進委員の堀川さんと3人で現地を確認しました。夕方に[]さんから電話をい
ただきまして内容を確認しました。事務局の説明のとおりでありまして、何ら
問題ないと思ひまして、許可適当と思ひます。よろしく願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 議案第84号の6番について、現地調査の内容を報
告します。

12月15日、佐久間敏推進委員とともに現地を確認しまして、[]
さんのちょうど住宅の前でした。[]の[]さんは[]ですの
で来れないとのことで、行政書士の[]さんが[]に住んでいるので現地を立ち
会っていただきまして、特に問題がございませんでした。下の方が沢になって
おりまして、農地がたくさんあるのですが、そちらの方に土砂等が流出しない
よう願ひしまして、許可適当と思ひますので、よろしく願ひいたします。

11番（武藤栄利）委員 議案第84号番号7について、調査の結果を報告
いたします。

この案件は、8月の定例会で二本松農業振興地域整備計画の変更・除外につ
いて、皆様から議決をいただいた土地であります。16日、石川推進委員と私
とで現地にて[]さんからお話を伺いました。事務局説明のとおりであり
まして、問題なく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願ひ
いたします。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第84号1から7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第84号1から7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第85号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書25ページをご覧ください。

議案第85号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和元年12月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、貸付人・[REDACTED]・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]、事後申請となります。当初許可年月日・令和元年5月23日付け二本松市指令農委第105号、変更理由・東京オリンピック等の建設ラッシュにより部材の入荷が遅れていることから、一時転用の期間を延長します。

議案書26ページをご覧ください。

番号2、貸付人・[REDACTED]・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]、事後申請となります。当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第63号、変更理由・台風19号の災害対応等に伴い工事の進捗が遅れていることから、一時転用の期間を延長します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第85号番号1について、調査内容を報告いたします。

12月19日午前11時に現地にて、[REDACTED]の[REDACTED]さんから聞き取り調査を行いました。また、貸付人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんから電話で確認をしまして間違いのないことでした。この案件は5月の定例会で承認されたものであります。内容は特に問題がないため、許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

16番（三浦 喜周）委員 2番についてご説明申し上げます。

12月15日に■■■■さん、■■■■君から話を聞きました。16日に■■■■の現場監督であります■■■■氏から話を聞きました。台風によって工事が遅れる、また工事中でも他のところをやらなければならないということから、一応、4月30日まで延期させてもらいたい。その後、また延期を出したいという話だったので、そのようなことがあるのかと聞いたところ、県の方の指示だと現場監督者が申し上げておりましたので、仕方がないということでありました。皆様のご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第85号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第85号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第86号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 27 ページをご覧ください。

議案第 86 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年 12 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、12 月 27 日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書 33 ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区 9 筆 5, 560㎡、安達地区 10 筆 12, 802㎡、東和地区 4 筆 43, 248㎡、合計 23 筆 61, 610㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の 3 件について申し上げます。

議案書 27 ページをご覧ください。

番号 1、3 筆、地目・畑、面積・1, 776㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX、期間・10 年、賃借料は XXXXXX 番について 10 アール当たり年間 XXXXXX 円、XXXXXX 番について 10 アール当たり年間 XXXXXX 円、XXXXXX 番について 10 アール当たり年間 XXXXXX 円。

議案書 28 ページをご覧ください。

番号6、2筆、地目・田、面積・1,877㎡、設定する者・[REDACTED]、
設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間
[REDACTED]円。

番号7、2筆、地目・田、面積・3,202㎡、設定する者・[REDACTED]、設
定を受ける者・[REDACTED]、期間・3年、賃借料は10アール当たり年間
[REDACTED]円。

利用権設定の番号1から11の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第86号1から11について、原案のとおり承認することに賛成の委員
は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第86号1から11につい
ては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第87号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

利用集積計画の承認について「所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 31 ページをご覧ください。

議案第 87 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年 12 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、12 月 27 日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書 33 ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、安達地区 1 筆 389 m²の計画内容でございます。

議案書 31 ページをご覧ください。

番号 1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。所有権移転の番号 1 の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第87号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第87号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第12回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時12分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年12月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 信喜智

署 名 委 員 菅野 保治